

和歌山県警察職員の被服等の貸与に関する規程

(最終改正：平成31年 2 月22日 和歌山県警察本部訓令第 2 号)

(概要)

この訓令は、警察職員が業務を処理するために必要な被服等の貸与、着用、保管方法等について必要な事項を定めたものです。

その内容は、

- 貸与する被服等の品目及び区分
- 被服等の貸与、保管及び返納要領
- 被服等の着用要領

等です。